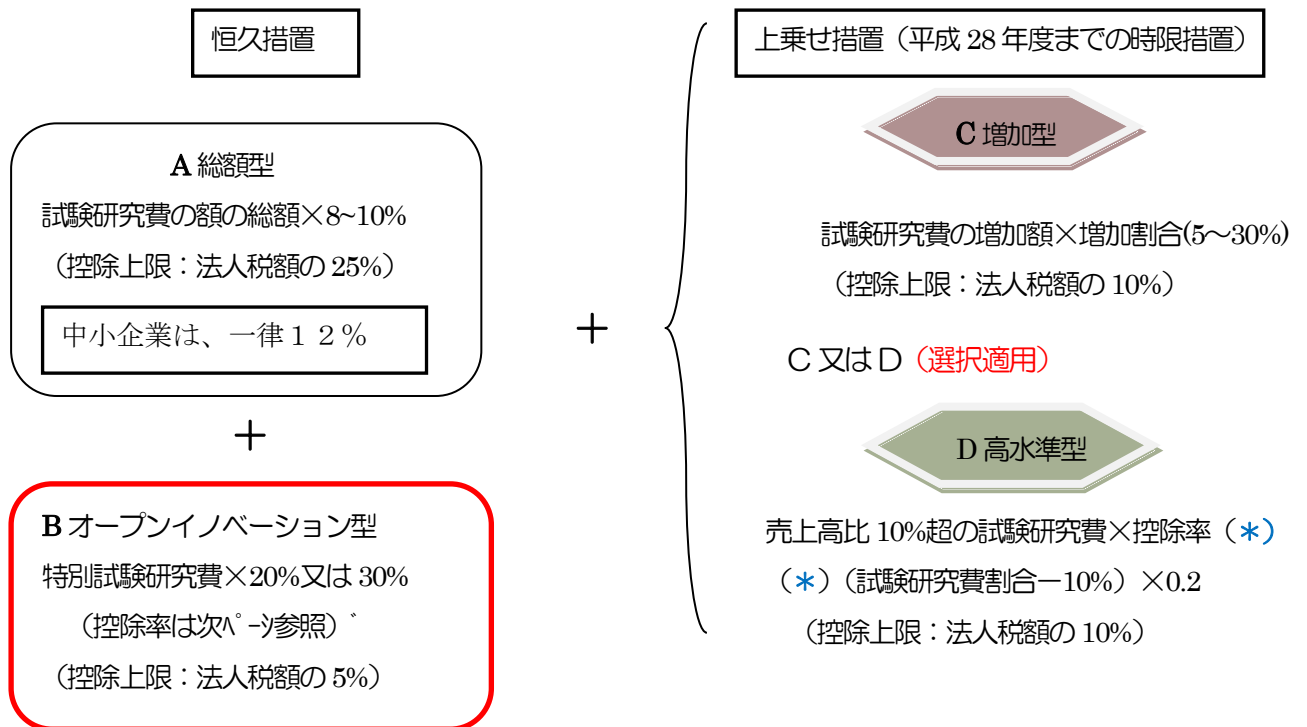


特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）が抜本的に拡充されています！

オープンイノベーション型（以下「OI」型といいます。）とは、研究開発税制の制度の1つで、企業が共同試験研修、委託試験研究を行った場合など、その共同試験研究、委託試験研究に要した費用等に一定の控除率（20%又は30%）を乗じた額を法人税から控除できる制度です。平成 27 年度改正により、以下の点が拡充されました。

- ① 控除率の大幅引上げ（従前 12%→20%または 30%）
- ② 控除上限の別枠化（総額型の枠から別枠化し、法人税額の 5%という上限を設定）
- ③ 委託試験研究の相手方の追加（公益法人、地方公共団体の機関等を追加）
- ④ 対象費用の拡大（中小企業に支払った知的財産権の使用料等を追加）



(出典：経済産業省)

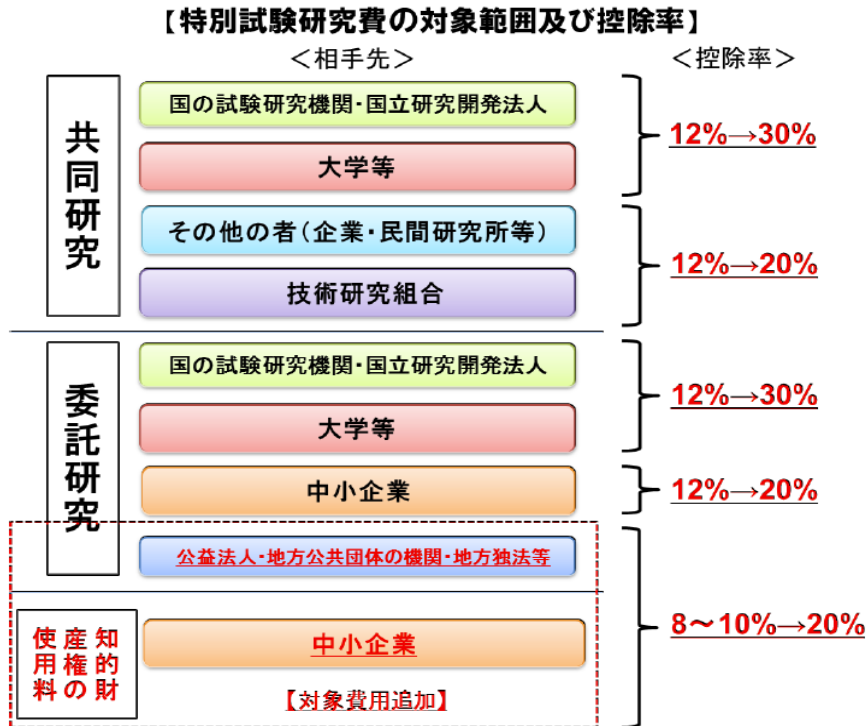
(1) 制度の適用を受けるための要件

- ① 費用の分担やその明細、成果の帰属や公表に関する事項などをあらかじめ契約書に記載しておくこと
- ② 特別試験研究費の支出額を客観的に判断できるような書類（研究記録や領収書等）の準備が必要です。
- ③ 以下の相手先により、それぞれ手続きが必要です。

国の試験研究機関、 国立研究開発法人 との共同試験研究・委託試験研究	◎認定を受ける必要があります。 試験研究機関等の長または試験研究機関の属する行政機関 におかれる地方支分部局の長
大学・民間企業等との共同試験研究、 大学・特定中小企業者等との委託試験研究、 知的財産権の使用料	◎自社内での監査が必要 専門的な知識及び経験を有する者が行う検査及び適正である事の証明（監査法人、税理士、公認会計士等） ◎特別試験研究費の額についての相手方の確認

(2) OI型の控除額

OI型の控除額は、特別試験研究費の総額に、以下の相手先による控除率を乗じて計算しますが、27年度改正前の12%から大幅に拡充されました。なお、控除の上限は法人税額の5%で総額型とは別枠となりました。



(3) 留意点

- ① OI型と総額型の控除税額の上限は別枠化され、総額型の対象とした特別試験研究費の額からは除かれます。
- ② 連携の相手方が海外の事業者であった場合も、上記(1)の要件を満たす共同試験研究の場合には控除の対象となりますが、委託試験研究及び知的財産権の使用料については、海外事業者は控除の対象となりません。
- ④ 税額控除の対象となる費用

共同試験研究	国の研究機関及び国立研究開発法人	共同試験研究に要した原材料費、人件費、経費(旅費、外注費、減価償却費、修繕費等)及び委託研究費
	上記以外の者	・自社外：相手方が支出した試験研究費のうち法人が負担したもの ・自社内：共同試験研究に要した原材料費、人件費、経費及び委託研究費
委託試験研究	国の研究機関及び国立研究開発法人	委託試験研究に関する費用について、委託元企業が負担するもの
	上記以外の者	相手方が支出する各費目(原材料費、人件費、経費(設備等購入費)及び外注費)について法人が負担したもの
知的財産権の設定又は許諾を受け、行う試験研究	中小企業	法人が中小企業に対して払う知的財産権の使用料

(4) 中小企業者等の試験研究費に係る特例措置(地方税)

法人住民税の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされていますが、中小企業者等の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準とするため、節税効果が期待されます。

(担当：松岡美津枝)